

北海道文教大学学友会会計監査細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本細則は、学友会会則第49条に基づき、北海道文教大学学友会の財政の健全化・明確化を目的として、適正・妥当な会計処理がなされたかどうかを監査する際の基準とする。なお、本細則は、会計規程第8条による予算決定の際の基準として併用する。

(適 用)

第2条 本細則は、学友会費を交付された全ての団体及び個人に適用される。又、企業協賛金については、企業協賛金規程に定める。

第2章 会計監査委員会

(役 員)

第3条 本委員会は、学友会会則第45条により選出された5名の委員によって構成され、委員間の互選により委員長1名を置く。ただし、中央執行委員会及び学内組織団体の役員並びに4年生は、選挙の際その被選挙権は有さない。

(独 立 性)

第4条 本委員会は、学友会会則第48条の規程のとおり、他の一切の機関及び団体の干渉若しくは拘束を受けない。

第3章 会計要項

(記 帳)

第5条 会計処理に際しては、出納帳簿及び証拠書類（領収書等）を用い、厳密に内容を明記しなければならない。

(剰 余 金)

第6条 毎会計年度における決算上の剰余金は、翌会計年度に繰り越し、予算の収入に組み入れ、学友会基金とする。

(領 収 書)

第7条 本委員会が領収書として認めるものは、次の各号によるものとする。

- ① 交通費・宿泊費・事務費等については、各々明細書を必要とする
- ② はがき・切手等郵政機関利用の際は、学友会財務局指定の売りさばき証明書を必要とする
- ③ 店名・印鑑等、内容に不備がある場合は、領収書として認めない
- ④ 領収書の宛名は、原則として正式名称とする。但し書きの「御品代」は認めない
- ⑤ レシートのみは領収書として認めない。また、各サークルは必ずレシートや領収書をコピーして控えておくこと

(赤字財政)

第8条 本細則第2条の各団体は、定められた予算内で活動し、赤字財政を行ってはならない。又、学外からの借用を一切禁止する。

2 赤字財政を行った場合、各団体の負担とし、且つそれ相応の処分を受けなければならない。尚、処分については会計規程を準用する。

第4章 監査基準

(交 通 費)

第9条 交通費は起点をJR恵庭駅とし、JR・各私鉄・乗合バスの普通料金の使用を認める。

- ① 最寄駅・大学間の乗合バス使用は、交通費の対象除外とする
- ② 本条第1項以外の交通手段の利用は、これを認めない
- ③ 運搬費用についてはレンタカー代を認めるものとし、各個人の車両を利用するときは、本委員会・学友会財務局が判断するものとする
- ④ 本細則第15条・第16条・第17条に関しては、当条項は該当しない
- ⑤ 本細則第7条第1号を準用する

(宿泊費)

第10条 宿泊費は、その予算の許す範囲内で全額認める。ただし、費用が多額になる場合は、当条項は該当しないものとする。

(飲食費)

第11条 飲食費は原則として認めない。尚、本細則第14条及び第15条第2号・第3号並びに第17条・第18条に関しては、当条項は該当しないものとする。

(事務費)

第12条 事務消耗品費は、予算の許す範囲内で全額認める。

(通信費)

第13条 通信費は、原則として基本料金のみを認める。尚、本条第3項の場合は通話料も認める。

- 2 通信費は、利用月が前会計年度であっても、領収日を優先させる。
- 3 電話通話料は、電話局の利用明細・各団体別の学友会財務局所定の帳面を前提として、全額認める。
- 4 速達・書留利用は、学友会財務局に事前又は事後、利用報告を必要とする。

(交際費)

第14条 交際費は、原則として認めない。ただし、中央執行委員長が承認した対外的行事についてのみ認めるものとする。尚、本行事のみの収支及び活動報告書を必要とする。

(研修会費)

第15条 各団体のみ研修は年間10泊を限度とし、北海道内青年の家又はこれに準ずる場所での宿泊費を全額認める。尚、中央執行委員会が主催する全体研修会については、これに含まれないものとする。

- 2 前項研修時の交通費は、休日期間の研修を除き認められない。
- 3 休日期間の研修については、原則として各個人の居所を起点として研修会場までの往復を認める。ただし、休日期間の研修は原則として事前申請を必要とし、極力避けなければならない。
- 4 全体研修については、宿泊費・食費のみを認め、交通費は休日期間であっても一切認めない。尚、この場合の会場は、本条第1項に規定する会場に限るものとする。
- 5 食費は、本条第1項に規定する会場以外は認めない。
- 6 本条第1項の限度枠について、特別な事情が発生した場合はこの限りでない。ただし、学友会財務局長と事前協議を必要とする。

(親睦・懇親関連費)

第16条 親睦会及び懇親会等への参加費・交通費は、原則として認めない。

(学友会企画費)

第17条 全学友に対しての費用は、予算折衝時にこれを認めるか否か学友会財務局が決定する。

(書籍費)

第18条 研究活動上必要な費用は認める。

(備品費)

第19条 備品費は、予算折衝時に認めるか否か決定する。尚、購入の際は事前に見積書の提出を必要とし、多額な場合は本委員会の事前承認を必要とする。

(一般助成金)

第20条 会計規程第28条により認められている当費用は、本細則第9条・第11条の拘束を免除する。ただし、内容不適切な場合はこの限りでない。

第5章 補 則

(報告の義務)

第21条 財務局長は、代議員会と学生総会において、学友会の会計状況を報告し承認を受けなければならない。

2 財務局長は前項の前に、本委員会の監査を受け、承認を受けなければならない。

(公開性)

第22条 監査の結果、本委員会が不正と認めるときは、委員会内で協議の上、結果を通告・告示し、財務局長に適正な処理を指示しなければならない。

2 前項の場合、中央執行委員長は財務局長と共に、不正を正さねばならない。

3 財務局は、会員の要求がある時は、帳簿並びにその他の証拠書類を提示しなければならない。

(監査期間)

第23条 会計監査は、財務局の内部会計監査を10日間、本委員会の外部会計監査を同じく10日間で終了するように心掛けなければならない。

(提出期間)

第24条 各団体の財務担当者は、原則として財務局の指示する提出日までに、帳票書類を提出しなければならない。

(資料提出)

第25条 各団体の財務担当者は、財務局若しくは本委員会から資料請求を受けた場合、速やかに提出しなければならない。

(解释权)

第26条 本細則の最高解释权は、当該年度の会計監査委員会・学友会財務局がこれを有し、代議員会財務小委員会をオブザーバーとする。

(改正)

第27条 本細則の改正は、当該年度の学友会財務局で協議の上、代議員会財務小委員会が審議し、会計監査委員会が承認する。尚、改正後は学生総会において会計監査委員長から、報告を必要とする。

附 則

1 本細則は、1999年5月29日から施行する。

附 則

1 本細則は、2003年5月8日に一部改正して施行する。